

特集 子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさき

手を取りあって、 にじいろの未来へ笑顔で歩もう！

(大会スローガン)

まえかわ ゆうた

前川 友太 (子どもの権利条約フォーラム in かわさき実行委員長)



【20年で築いた縁とフォーラム1600名を超える参加で】

好天のなか、11月6日・7日に開かれた子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさきは盛会のうちに終えることができました。1600名を超える方々にご参加いただき、実行委員長の一人として本当にうれしく思います。

さて、2021年に川崎市で子どもの権利条約フォーラムを開く理由は、川崎市子どもの権利に関する条例が施行20年を迎えたからです。実行委員長の一人である

山田雅太さんは、条例制定時からかわり、子どもたちと一緒に条例づくりを進めていました。その時、子ども委員だったのは事務局長を務めている圓谷雪絵さんです。二人の歩みは、川崎市の子どもの権利に関する歩みと換言してもよいと思われます。さらに言えば、実行委員長と事務局長の5人はその20年の歩みの中で築かれた縁のもと、今回の会で中心を担うことになりました。

NEWS LETTER No.146 CONTENTS

特集 子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさき

◇手を取りあって、にじいろの未来へ笑顔で歩もう！

前川友太……1

◇全国の子どもたちと語ろう

編集部……3

「子どもたちが語る子ども参加のいま」—オンライン対話

◇＜基調報告＞川崎市子どもの権利に関する

条例施行20年を迎えて

山田雅太……5

◇外国につながる子どもたちが「ありのまま」で

いられる居場所から

小川玲子……6

◇「意見を引き出す」より「ともに考え合う」

宮越隆夫……7

◇新しい家族のカたちを知ることの大切さ

羽鳥祥子……8

◇子どもにもおとなにもすべての人にとって

兼敵な社会になるように

◇ようこそ！こどもが主役の街「こどもゆめ横丁」へ

◇連載：子どもの権利の国際動向(5)

気候変動問題について国連子どもの権利委員会

に訴えた子どもたち

中島早苗……9

友兼大輔……10

平野裕二……11

松島裕子……12

◇本の紹介 喜多明人監修『子どもへのハラスメント』

PHP 研究所

編集部……12

◇145号原稿の追加掲載とお詫び

生涯学習とNCRC

伊藤二葉……12

【コンセプトは、オール川崎・子どもたち中心】

その縁を紹介する前に、フォーラム開催のコンセプトを紹介できればと思います。山田委員長は、昨年から始めたフォーラム準備委員会で次の方針を話しています。1 つは、「オール川崎」で大会運営をあたることです。共催団体の一覧を見ていただければわかるように、川崎市の様々な団体がフォーラム開催に賛同してくださいました。また、実行委員会のメンバーの多くも、川崎市内の企業や市民団体に所属しており、日夜活動をされている方々ばかりです。まさに文字通り「オール川崎」がそろったと自負しております。さて、もう1 つは、「子どもたち中心」のフォーラムをつくることです。まだまだ子ども参加については、多くの課題を感じることがありますが、全体会プログラムや子どもグループメンバーが企画運営した分科会からコンセプトの一端を感じることが出来れば幸いです。特に、高校生で実行委員長を務めた福井聖太さんと高尾知永さんは、子どもグループメンバーにフォーラムとはどんなものかといった説明など、最初のころの子どもグループを特にリードしてもらいました。

【子どもの権利は他人事から自分事に】

改めて、振り返ると条例施行が 2001 年。高校生の二人はまだ生まれていないわけですが、高尾委員長は、この会に参加したきっかけ、これまで活動し続けた理由の一つに山田委員長の講演を挙げています。山田委員長の講演によって、子どもの権利が守られていない現状を知ることができ、子どもの権利について他人事から自分事になったと話しています。さらにその高尾さんと小学校の時同級生だったのは、福井委員長です。高尾・福井両委員長は、現在も行政区地域教育会議が行っている子ども会議に参加しています。特に、高尾委員長は、クロージングの場において、「自分が育った地域が大好きで仕方ありません」と話しています。子ども会議に参加する中で、住んでいる地域への愛着形成が図られた結果ではないでしょうか。20 年の歩みがあったからこそ、高校生の実行委員長が誕生したと思います。

【子ども会議の意見をどう社会還元するか】

とはいえ、福井委員長は全体会で、「子どもが参加しやすい会議づくりや子ども会議で話し合われたことをどうやって社会に還元していくのか」と子ども参加についての課題を話しています。まだまだ子ども参加は、多くの課題を抱えていますが、常におとなと子どもが話し合っていくことが大切ではないでしょうか。その点も、福井委員長が話しているところです。20 年たった今、もう一度子ども参加を見つめなおすきっかけとなりました。

一方同じように、筆者も高津区子ども会議や川崎市子ども会議の子ども委員として、子ども参加を実践した立場であり、現在は両会議のサポーターとして活動を続けています。その子ども委員時代に、当時サポーターであった圓谷さんと出会っています。その圓谷さんは、あの有名なセリフ「まずおとなが幸せでいてください」と語った一人です。私自身は、クロージングで話したように、20 年の間でこのセリフに対するお

とな側の返答がないと思っていました。私自身、地域の様々なおとなと関わり、本当に素晴らしい方々の支えてここまで活動ができていていると感じています。そして、私自身おとなになった際に、さらにできることが広がり、充実感を得ています。だからこそ、「僕は幸せ」と子どもたちの前で堂々と話したかったのです。

こうした 20 年の歩みのなかで築き上げられた縁によって、フォーラムは成り立ちました。もちろん、この 5 名の縁だけではありません。実行委員の多くの方の間にも縁が存在します。例えば、分科会を実行委員内で募集するときに、様々な方をご紹介いただきました。フォーラムのコンセプトである「オール川崎」を達成できたことは、一つひとつの縁を大切にしてきた 20 年であったと評価できます。

【次はおとなの立場でフォーラム実行委員をやりたい！】

一方、20 年で築き上げた縁もあれば、今回のフォーラム開催までの濃密な時間で築いた関係もあります。例えば、子どもグループの振り返りで子どもから次の発言がありました。「子どもの権利について支援するおとなの姿がかっこよかったです。自分の将来の仕事にできるようにしたい。」「次はおとなの立場でフォーラムの実行委員をやりたい。」「子どもグループメンバーは、子どもの権利について、常に考えられるようになったのではないのでしょうか。次の縁も大切にするのと同時に、本稿で示した課題を少しでも解決できるように、今後も活動を続けていきます。」

川崎市子どもの権利に関する条例施行20年記念

子どもの権利条約 フォーラム2021 in かわさき

11月6日 13:30~17:00 (受付開始 12:30~)
会場 : 川崎市男女共同参画センターすくらむ21 (川崎市高津区溝口2丁目20-1)
京浜東北線「宮前川駅」駅、東急田園都市線・大井町線「溝の口」駅より徒歩10分

7日 9:30~16:30
会場1 : 川崎市生活文化会館てくのかわさき (川崎市高津区溝口) 丁目6-101
会場2 : 川崎市立下作組小学校 (川崎市高津区下作組5丁目19-1)
会場3 : 川崎市子ども夢パーク (川崎市高津区下作組5丁目30-1)

主催：子どもの権利条約フォーラム2021inかわさき実行委員会
(事務局団体：かわさき子どもの権利フォーラム)

全国の子どもたちと語ろう

「子どもたちが語る子ども参加のいま」—オンライン対話

編集部



(写真：川崎の会場（すくらむ21）の様子。スクリーンに写っているのは、オンラインでつながった全国各地の子どもたち。参加団体は、4 ページ右下*参照。)

1 日目（11 月 6 日）の全体会では、実行委員長の前川友太さん、子どもの権利条約ネットワーク事務局長の林大介さんをコーディネーターに、全国の子どもたちが「子ども参加」について活発に意見を交換しました。

【自分の学校で団体のワークショップをやろうと思ったのはどうしてですか】

子ども：子どもの権利条約を知らなかった時はしんどかったし、辛いことも沢山あったけど、条約を知ってからは沢山のひとと出会う機会ができて、経験するにつれて自分の意見も言えるようになりました。条約を知ってから、笑うことも増えたし、自分の生活も変わったなと思ったんです。だから、もっと沢山のひとに子どもの権利条約のことを知ってもらいたって思いました。友達に子どもの権利条約のこと話しても、知らない子の方が多くて、「何それ？」って言って。ワークショップが終わって、アンケートに沢山の意見が集まりました。すごく嬉しかったし、私にとって自分の学校でできたことは大きな一歩になりました。

【今後、子どもの権利条約や住んでいる地域の子どもの権利条例をどうやって広めて行けると思っていますか】

子ども：道徳の授業で子どもの権利条約について少し教えてもらったとき、クラスの 1/3 の人が条約について知っているって答えていました。知らなかった人にも知ってもらうために、学校の掲示板上にチラシやポスターを作って掲示したいと思っています。

前川さん：普段から目につく場所に貼るっていうのは良いアイデアですね。

子ども：私は、身近な人に優先的に伝えていけたらなと思っています。学校の調べ学習で、子どもの権利条約のことを説明したとき、先生が道徳や総合の時間で関連したことがあったら広めていきたいと言ってくれました。身近な人、例えば、親や友達に言うことで、知る・調べるきっかけになると思う。積極的に話してみるのが大事かなと私は思います。

子ども：僕は、学校の校長先生に許可をもらって学校に広めたりしています。小さい子どもたちにも分かるように間違い探し形式で伝える活動もしました。

【子どもたちが知らない中で、子ども庁や子ども基本法の話が進んでいくことについて、どう思いますか】

子ども：今回、初めて知ることが多くて驚いたし、嬉しいなって感じたけど、それと同時にさみしいな、自分たちの事なのに全然分からないなって思った。こういう機会だから知れたけど、クラスの子は、漢字並べられても「え？」ってなるだけだと思えば、ちょっとな一と思うな。

子ども：今回初めて知ること多かったので、驚きとワクワク感があります。

前川さん：さみしさ、驚き、ワクワク感もある。子どもたちにも是非、その過程を知ってもらえればいいなと思います。

来場された方：地方は今「開かれた議会」を作ろうとしています。自分たちのまちに合った子どもの権利条例を作る為に国だけではなく市議会にも「こういう条例が欲しい」と届けて貰いたいなと思います。

子ども：どうしても地方の端っこにいますと、法律を作成するのに、子ども会議に関われないことが多い。地方の子と都会の子で、困っていることはそれぞれ違ったりするから、地方の子どもの意見も聞いて欲しいなと思います。

【スローガン「手を取りあって、にじいろの未来へ笑顔で歩もう！」を達成するために、団体として何ができるでしょうか】

子ども：大人も子どもも楽しめるような地域にしていきたいなと思ったので、まちの良いところ、楽しめるところを探して行こうかなと思います。

子ども：団体の人数が少なくて、話し合いのときに同じ人ばかりが発言するケースが多い。でも、いろんな人の意見が聞けないと、手を取り合うのは難しいと思います。まずは人数を増やす努力をしていて、そこから多様な意見が出てくるようにするのが大切だと思います。

子ども：私のいる会は、自治体の子ども会に参加してないと活動できない。でも、お父さん・お母さんの役員が大変という理由で、辞めちゃう人が多いです。子ども自身が活動に参加したいかどうかで参加できればと思います。

子ども：大人も子どもも楽しめるイベントを沢山企画して、スローガンを達成したいと思います。

子ども：もっといろんな子どもたち、広い年齢の意見を取り入れながら、みんなが楽しいと思える活動をしていきたいです。

子ども：スローガンの「にじいろ」は、子ども一人一人の権利や個性が尊重されることだと考えています。尊重されるためには、子ども基本法などを作

って、良いことと悪いことを判断できるようにしたり、子ども自身が楽しいと感じられる環境が必要だと考えます。また、子どもの権利は、子どもが持っているものですが、子どもたちを支えるのは大人の使命だと考えています。

子ども：大人と子どもの交流の機会を増やしていけば、大人は子どものことをもっと考えるようになるし、子どもも大人の目線を考えていくようになると思います。

子ども：SNSはいろんな人に意見を伝えられるツールだと思います。コロナ禍でも、子どもの権利のことやまちづくりのことは発信できる。子どもや市民の意見を集めて、市長さんに提案することで、意見を市政に反映できればと思います。

子ども：悩んでいることを溜め込んでいたら、「手を取り合う」ことはできないと思う。だから、学校の道徳や総合の時間で、自分の意見を言う機会をもっと増やせば、素直に意見を言えるようになると思います。

若者：子どもも大人も関係なく、本音で腹を割って話すのがいいのかなって。子どもとか大人とか関係なく、本気で遊んで、お互いの区別が無くなってから、改めて真面目な話をしたら入りやすいのかなと思います。

前川さん：とても貴重な意見が出ました。遊んでから会議に臨もうじゃないか、大人と子どもの間の壁を取っ払うという意見だったと思います。

林さん：子どもから、「自分でいられる場所」を大人側が作っていけるかという宿題が出されていると思います。大人が子どもの考えを決めつけるのではなく、子どもと共に作っていくことが大切だと感じました。

(文責：土田向夏花)

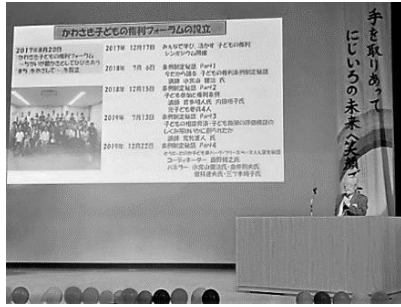
***参加団体**

川崎市子どもの会議(神奈川県)、多摩区地域教育会議(神奈川県)、川崎市青少年育成連盟(神奈川県)、こどものまちミニカワサキ(神奈川県)、YTK(横丁楽しくしよう会)(神奈川県)、青森市子ども会議(青森県)、NPO法人フリー・ザ・チルドレンジャパン(東京都)、特定非営利活動法人子どもNPO(愛知県)、子どもの権利条約フォーラム2021in南砺実行委員会(富山県)、子どもの権利条約関西ネットワーク(大阪府など)、奈良市子ども会議(奈良県)、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい(沖縄県)。

川崎市子どもの権利に関する条例 施行 20 年を迎えて

実行委員長 やまだ まさた 山田 雅太

今日は、「川崎市子どもの権利に関する条例施行 20 年を迎えて」というお題で、なぜ、今年、子どもの権利条約フォーラムが川崎市で行われるようになったのか私の方からご報告をさせていただきます。



【「ちがいが豊かさとして響き合う」の歌が作られたわけ】

オープニングで川崎の歌姫桜井純恵さんと児童合唱団なかよくらぶの皆さんに、「ちがいが豊かさとして響き合う」という歌を聴いていただきました。この歌がどうしてつくられたのかという秘密を説明するには、20 年前にさかのぼらなければなりません。

実は、条例が作られた 20 年前の川崎市の教育大綱にこのような文章が載っています。このような文章です。

「川崎市子どもの権利に関する条例が 2001 年 4 月 1 日から施行されました。この子どもの権利条例は、子どももおとなも共通に理解しよう、そして子どもを一人の人間として尊重し、権利侵害から守り自分らしく生きていくことを支えていこうという思いで作られたものです。(中略)子どもの権利保障についてその意義を生かしたとりくみを実践することを通して、学校のあり方、家庭のあり方、地域のあり方をもう一度考え、見直していきたいものです。特に学校においては、条例の趣旨を教職員相互に確認し、また子どもたちに伝える中で、一人ひとりが違いを認め合い、ちがいが豊かさとして響き合う、『共に生きる』地域社会を作り上げていく力を育む工夫と努力を進めていきたいと考えております。(後略)」 教育長 松下 充孝 (2001 年度教育大綱より抜粋)

この言葉を受けて、私が初めて学校長になった時「違いが豊かさとして響き合う学校」という教育目標に掲げたのです。それを PTA の会長さんであった歌の作曲者である中本さんが気に入ってくださり、20 年後に条例制定 20 周年の歌として認知されるようになりました。条例制定から 20 年経った今、この川崎市で、子どもが一人の人間として尊重される社会、あるいは、学校や家庭や地域社会で「一人一人が違いを認め合い、違いが豊かさとして響き合う」とともに生きる社会は創り上げられたのでしょうか？川崎市民の皆様には、このことを考えながらこの大会に参加していただければ幸いです。また、そういう思いを込めて「違いが豊かさとして響き合う」という歌を作り上げたことを、まず、ご報告いたします。

【条例制定 20 年の成果】

条例制定 20 年の成果として、確かに、子どもの自由な遊び場である夢パークが作られ、年間約 9 万人が利用するほどにぎわっています。子どもの意見を尊重するために「川崎市子ども会議」も設置され、本日おいでになった福田市長さんに、毎年子どもたちから提言を行う仕組みもできています。このほかにも川崎市では、子どもたち

の参加の減少に苦勞しながらも行政区や中学校区でも子ども会議が行われています。他都市から、公設民営の「フリースペース」が、なぜ、川崎にできたのかというご質問もよく見られます。これは受付で売っています「条例制定秘話」の本を読んでいただければ、ここに至る苦勞がよくわかると思います。川崎市の子どもの権利条例は、総合条例ですからオンブズパーソンという救済機関や子どもの権利状況を検証する子どもの権利委員会の制度もあります。

そして、子どもたちにとって大切な 7 つの権利も条例で規定されました。これは、子どもの権利条約で規定されている 4 つの柱「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」から、20 年前の子どもたちが、話し合いながら、川崎の地域社会に合った 7 つの項目に作り替えていったものです。この子どもの権利学習資料も、20 年前に子どもたちと話し合いながら作り上げたものです。今では、条例は母子手帳にまで載せられるようになりました。今年の 5 月の憲法記念日には、新聞でも「川崎には権利条例がある」とお褒めの言葉もいただいたこともあります。

【制定 20 年をへて問われていること】

ところが、2020 年度の川崎市子どもの権利委員会の調査によると、条例の認知度は、名前を聞いたことがあるという大人では 3 割ほどしかいません。悲しいことに、条例の内容を知っていますか？という問いかけには、おとなはわずか 1 割、権利学習を行っているはずの子どもも 2 割に届きません。一方で、川崎市の児童虐待件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数は増えるばかりです。なぜなのか、私たちは自問自答しました。

そして、川崎でも、悲しい事件が起きました。2015 年 2 月 20 日に上村遼太さんが多摩川河川敷で亡くなった事件です。この子に条例は届いていたのだろうか？相談カードは？オンブズパーソンは？届いていたのでしょうか？

私たちは自責の念にとらわれました。この事件を契機として、市民団体「かわさき子どもの権利フォーラム」を 2017 年に立ち上げました。そして、市民からの啓発活動を再び、一から始めようとしたのです。それは、市民社会が「子どもを一人の人間として尊重する、あるいは多様な人たちが共に生きる社会としてまだ機能していないと感じたからです。条例は作っただけではだめなのです。地域社会に広く、深く、浸透していかなければ、条例は生かされていきません。

今回、全国フォーラムを川崎で開催した意味はここに 있습니다。現在、50 を超える自治体で子どもの権利条例は作られています。これから子どもの権利条例をつくらうとしている自治体もあるでしょう。でも、条例をつくれれば「子どもの権利の理念」が普及するということではないのです。それでは、「子どもの権利の理念」は、どうすれば皆さんのお住いの地域に浸透していくのでしょうか？私たちは、今回、そのことを川崎で一緒に考え合いたかったのです。

(以上、前編。後編は 147 号に掲載します。編集部)

<分科会「外国へつながる子どもの権利」から>

外国につながる子どもたちが 「ありのまま」でいられる居場所から

おがわ れいこ
小川 玲子（千葉大学教員、NPO 法人国際子ども権利センター理事）



川崎は在日韓国・朝鮮人との共生のまちづくりに長年取り組んできた歴史があり、ニューカマーの増加により多文化化が進んでいます。子どもたちも保護者も日本の学校制度がよく分からず孤立化しがちな中で、外国につながる子どもたちがありのままにいられる地域づくりは大きな課題です。本分科会は、外国につながる子ども達が「ここにいてもいいんだ」と思える地域社会をどのように作っていくのかということを取り上げました。

【ここにいてもいいんだ、と思える地域を】

はじめに「民族保育から多文化共生保育へ」と題して、多文化共生保育研修会の朴栄子さんから桜本保育園における取組についての報告がありました。桜本保育園では、子どもたちの名前や言葉や文化を大切にすることで、ありのままの自分であることが肯定され、違いを受け止めることが当たり前になるような実践が行われています。その中で朴さんが特に強調したのは言葉の問題です。大人は「子どもたちが困らないために、家で日本語を使って話しかけてください」と言いがちですが、保護者が子どもたちに対して感情を持って優しく語り掛けることが出来るのは母語であり、母語が分からない子どもが増えていくと親子関係の断絶につながることを指摘します。

2 番目に「外国につながる子どもとして育った体験から」と題して YMCA いずみ保育園保育士の松井リリアンさんから報告がありました。リリアンさんはペルーで小学校を卒業した後に来日しましたが、日本の学校制度が分からなかったため、上履きや制服、授業参観や PTA 活動などが分かりませんでした。高校の担任の先生から「外国籍なのでなれない職業もある」と言われ、「行き場がない」と感じながらも、親には

気を遣って悩みを話せませんでした。そして、自分が保育士になれたのはボランティアとロールモデルとの出会いが大きく、多くの困難を乗り越えた今「堂々と自分はどこから来て、どのような生き方をして、誰に支えてもらったのかを話すことによって、自分のような子どもたちがいることを知ってほしい」と言います。

3 番目に「外国につながる子どもの権利～川崎市ふれあい館の取り組み」と題してふれあい館の鈴木健さんが報告しました。ふれあい館は在日外国人と日本人、子どもから高齢者まで触れ合いながら、差別のない共に生きる地域づくりを進めて行く目的を持ってつくられた社会教育施設です。ふれあい館ではいろいろな子どもたちが混ざり合いながら共に生きる居場所づくりを行っていますが、子どもたちが安心して楽しく過ごせるようになると、ありのままの自分でいられるようになってきます。鈴木さんはさまざまな困難を抱えている子どもたちが当たり前を取り戻すことが出来る場が「居場所」であり、その当たり前が子どもの権利だと語ります。

4 番目に元市民館職員の中村高明さんから「学習サポート立ち上げの経緯と課題」と題して報告がありました。外国につながる子どもたちに対する教育委員会からの支援は 1 年程度で打ち切られてしまうことから、2000 年代初頭から各地で子どもの学習支援事業が行われるようになっていきます。課題としては、予算やボランティアの確保や学校との連携等があげられました。

【切れ目のない支援を地域で実現】

全体討論では、子どもの成長にあった切れ目のない支援を地域でどのように実現するのか、母語や継承語を受け継ぐことの重要性、不就学の問題、朝鮮学校の無償化、外国出身者の社会参画の場としての川崎市や神奈川県外国人会議、などについて参加者と会場をつないで熱気あふれる議論が展開されました。

ありのままにいられる居場所づくりはまだ完成途上です。準備会合の中で、朴栄子さんが「川崎市で子どもの権利条例が出来た時に、自分はようやくここにいてもいいんだって思えるようになった」と言っていたことが出発点だとすれば、最後のリレートークで鈴木健さんが「誰もが幸せになる権利がある」というゴールにはまだ到達できていません。子どもの権利条約は、多様な背景を持つ子どもたちがありのままに生きて幸せになるための変革のツールであり、私たちは様々な場でもっともっと使い続けていかなければならないと感じました。

<分科会「子どもの参加を支える仕組みづくり」から>

「意見を引き出す」より「ともに考え合う」

—子どもをパートナーとする地域を求めて—

みやこし たかお
宮越 隆夫（川崎区地域教育会議 議長）



会場16名、オンライン22名、計38名参加。子ども会議など、子ども参加にかかわっている方が多く、行政の担当者や市議会議員も多数参加され、活発な意見交換が行われました。

初めに基調報告として、川崎の条例制定以降の20年の活動軌跡を紹介。制定当初の高揚期が退潮となる中、子ども会議参加者数の減少に直面してきたこと。試行錯誤の中から子ども会議の多様な活動様態と役割を経験知として得てきたこと。川崎市でも依然としてまちの中で子ども参加、その参加を通しての意見反映がなかなか難しいという現状を報告しました。

この後、グループ討論では「子ども参加」の意義やそこで大切にしたいこと、さらに子ども参加の具体的な仕組みについて多岐にわたっての話し合いとなりました。

○子どもの意見について。

子どもの声を聞くという、最も基本的な「子ども参加」で大切にしたいこととしてよく出た考えは、**意見を引き出すというよりはともに考えあう**という視点でした。話し合いの場では無理に言わせるのではなく、おとなも一緒に悩んだり、会話を楽しむ気持ちで臨みたい。サポーターは、昔は黙って待ててあったが、一緒に迷うことでよい形になる、という報告もありました。反面、待つことについての大切さも言われました。そこが言いたいことを言える場になることで出てくる声がある。これらはこれまでの経験の中から出た貴重な意見と感じました。状況にあったよりよい声の受け止め方を考えることの大切さを改めて認識しました。

○子ども参加を支える人のこと

担当者が交代するので引き継ぎが難しい。担当委員・サポ

ーターをどの様に増やすかなどの話し合いの中で参加者の方からでた「**熱意を繋げる**」という言葉が今後活かしていきたいという声も出ました。仕組みづくりと言うと組織の体制になりがちですが、熱意こそ子ども参加を支える大本ということか。また、関わる大人の意識変革や気づきの大切さも多くのさんから語られました。

○子ども参加を支える独自の制度

川崎市では市、行政区、中学校区と3層の子ども会議があり、市長への提言、区長との対話など行っている独特な仕組みに関心を持っていた。また、立川市では民間基金、愛知県の新城市では市の予算を付けて子ども・若者たちのやりたいことを支える仕組みを作っているとのこと。子どもの意見を聞くだけでなく具体的な**成果が見える**ことも参加を支える大事な仕組みと確認しました。

○子どもの参加意識、学校の事情

現役教職員も入ったグループでは、学校は教えることが多すぎて、ゆっくり考える時間を取りたくてもなかなか難しい。問題意識を持つような育て方が出来ていない現状があると吐露されました。聞いていてまさしく地域の出番役割があるので感じた。何でもかんでも学校に押し付けるのではなく、地域の教育資源（人、体験など）との出会いで**子ども自ら考え行動する機会**を提供する。子ども会議もその一つになりうるのではないかと。課題は学校や先生が地域を信頼して子どもたちを送りだせるか。同時に、地域の側の信頼も問われているところです。

○多様な参加、小さな取り組みも

子ども食堂を各エリアで立ち上げ、そこに集まる子どもたちで子ども会議をやる仕組みづくりをしていく、といった話や、PTA 仲間て10円玉駄菓子屋を開いて**子どもたちの小さい声も聴ける場**を作ったとかの話も出ました。また、今回参加の方から、「これから一市民としての活動になりますが、小さい範囲でも子どもの意見を聞く機会を作っていきたい」とのお話もいただきました。

○子どもたちと共に

最後にこうした子ども参加の課題について、大人だけでなく子どもたちとも話し合ってみてはとの提案もいただき、**子どもをパートナーとする地域づくり**をしていこうとの機運が高まり分科会を終了しました。

<分科会「知ってほしい!子どもの SOS とその支援」>

新しい家族のカタチを知ることの大切さ

はとり しょうこ
羽鳥 祥子

(社会福祉法人厚生館福祉会

かわさき里親支援センターさくら 里親リクルーター)

【かわさき里親支援センターさくらとは】

当センターは、2020 年 9 月に川崎市から委託を受け、養子縁組里親支援機関（フォスタリング機関）としてスタートいたしました。川崎市内の児童相談所、乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携し、子どもと養子縁組里親のサポートを行っています。



【社会的養護を知ってもらう機会に】

コロナ禍で、より一層、児童虐待、貧困、不登校など、社会全体が守らねばならない子どもたちの存在が浮き彫りになりました。ちょうど、子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさきで、分科会に参画するかどうか考えている頃、ある高校教職員から「子どもに関わる仕事をしているのに、教員として社会的養護の必要な子どもたちについての知識や情報を知る機会がほとんどない。学校で過ごす生徒・児童の背景は様々。その子たちの言動、様子の変化をキャッチしたらどうしたらよいか。」という話を聞きました。そうした声に動かされ、内容は里親支援に絞らず、保育士や、教職員、放課後の子どもの居場所スタッフ、PTA などを対象に、社会的養護の必要な子どもたちを知っていただく機会、色々な家族のカタチがあることや、様々な背景を持つ子どもの SOS への気づきや、近くにいる大人ができる支援のヒントを持ち帰っていただく機会になれば、とテーマを決めました。そして、子どもたちの現状をよく知る児童相談所の職員、また、具体的な子どもの SOS の気づきなどについては長年、様々な事情をもつ子どもに向き合い、活動を続けておられる「子ども夢パーク」の西野博之氏に、ご多忙とは重々承知の上、講話いただくお願いをしました。

【分科会の 3 つの報告】

分科会の企画中は、まさに緊急事態宣言下であり、我々の分科会はオンライン参加、または会場参加というハイブリッド型にしました。

プログラムは3部構成で、①児童相談所の役割と支援の実情（児童相談所職員）、②子どもの SOS のサインとその支援について（認定 NPO 法人フリースペースたまりば理事長 西野博之氏）③新しい家族のカタチを知ろう～川崎市における里親制度の取り組み～（センター職員）で実施しました。当日の会場参加は 16 名、オンラインでの参加は 58 名、翌日以降の見逃し配信では 55 名の申し込みがあり、合計 129 名の方にご参加いただきました。

【参加者の感想から】

参加後のアンケートには、64 名の方が回答して下さいました。心のコもった、たくさんの「参加者の声」から、いくつかご紹介させていただきます。

- 児童相談所、NPO、里親支援センターそれぞれの子どもへの支援方法が聞けて良かった。川崎市がこどもの権利、支援に力をいれているのを感じ、川崎市民で良かったと思いました。
- 地域の園長会でも共有したい内容でした。里親家庭が保育所を利用しているケースも増えてきているので、構えずありのままを受け止めようとする保育園でありたいです。
- 子どもの環境における心身の影響や変化など現場の方々の心のこもった説得力のあるお話が聴けてありがたかったです。どのように子どもたちを支援していけばいいのか、今後の活動に活かしていきたいです。
- 新しい家族のカタチは、もっと、皆が知っていくべきだと思いました。

講師の西野さんはじめ、協力してくださった皆さんのおかげで、分科会参加者にお伝えしたかったことは想像以上に深く届いていると感じます。また、参加者がそれぞれの現場に持ち帰り、周囲に広めてくださることを期待できる回答があったことをうれしく思いました。心より感謝申し上げます。

【分科会を終えて】

個人的な興味で「子どもの権利条約フォーラム」に関わってみたら、1 年間の準備の中で、これまであまり関心がなかった活動や組織がとて身近に感じ、他団体の方とつながり、里親支援センターの役割を、より広い視野で考えることにつながりました。2021 年のフォーラムは終わりましたが、たくさんのつながりを得た「かわさき里親支援センターさくら」の可能性は広がりました。「子どもの権利条約」のもと、これからが当センターの新たなスタートです!

＜分科会「子どもと考える子ども庁と子ども基本法」＞

子どもにもおとなにもすべての人にとって 素敵な社会になるように

なかしま さなえ

中島 早苗（広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員
・NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）

【子どもなのに、子どもだから、といわないで】

昨年（2020年）のフォーラムに続き、企画運営は子ども基本法の制定に向けて活動する政策提言チームが担当し、子どもの権利擁護に関心のあるFTCJの子どもメンバーの小中学生3人が「子ども運営委員」として分科会の企画・運営に加わり実施しました。当日は、会場には25名、オンラインでは30名、合計55名の方々にご参加いただきました。まず、子ども運営委員による進行で挨拶が行われ、オンライン及び会場ともに安心して話し合いを進めるうえでの約束の説明が行われました。次に、キャンペーン政策提言チームが作成した子どもの権利条約を基盤とした子どもに関する基本法が制定されることを求める提言書の最終案の紹介が行われました。

提言書案の主な柱は、以下の3つの「新しい仕組みづくり」と4つの「大切だと思うこと」です。



【新しい仕組みづくり】

1. 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「子ども基本法」をつくる
2. 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見て進める役割ができる国の機関をつくる
3. 子どもの権利が守られているかを確認する仕組みをつくる

【大切だと思うこと】

- A. 「子どもの権利条約」を日本中にひろめる
- B. 子どもの声をきき、子どもと共に行動する
- C. だれひとり、子どもを取り残さない
- D. 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

続いて、「今までに（子どもとして「権利」）を尊重されていないと感じたとき」というテーマで子ども参加者から話を聞く時間をもち、以下のような声が寄せられました。

・中学校で環境問題に対して友人とアクションを起こした時、学校の先生から、子どもなのにまだ早いのではないかと言われ、意見を言う権利が尊重されていないと感じた。
・小学校で男子と女子を差別する先生がいて、もやもやした気持ちを生徒が伝えようとすると、子どもだからと流されてしまい環境を変えられなかった。尊厳が守られないと感じた。

その後、子ども、おとなを混ぜて、会場とオンラインでそれぞれ少人数にわかれ、同じテーマで話し合いを行い、以下のような声が共有されました。

・子どもだけでなく、親や教員などおとなにも子どもの権利の内容や子どもの権利の尊重の仕方を伝えることが重要だと思うが、どのようにおとなに伝えることができるのか、難しい問題だと思う。
・親子の間でも、親からの押し付けなどにより子どもの尊厳・権利が守られないことがある。

次に、「子どもの権利を日本で保障していくために、子どもやおとな、それぞれの属性からできること」をテーマに会場とオンラインで子どもとおとなに分かれて、話し合いを行いました。子どもやおとな参加者からは以下のような声が寄せられました。

・子どもの権利条約、子ども基本法、子ども庁の創設は子ども自身に関わることで、日頃は社会問題にアクションを起こすことに興味が無い子どもでも、自分たちに関わることで声を届けたいと思うかもしれない。周りの同世代に伝えるのがまずできることだと思う。

・子どもの権利についてわかりやすく言い換えて伝えている児童館の事例を聞き、参考になると思った。伝え方を工夫するとよいと思った。（以上、子どもから）

・おとなが子どもの力を感じる機会を持つことや、おとな自身が安全でいられる環境・心理的安全性の確保、ナナメの関係が大事だと思う。

・子どもが意見を言いやすい状況をおとなが作ることで、子どももそれに歩み寄れるような双方向の環境づくりができればよい。（以上、おとなから）

【子ども庁、子ども基本法と子どもたちの声】

さらに、「子ども庁や子ども基本法についての率直に思うこと」について、司会の子どものたちから子ども参加者に質問したところ、以下のような声が寄せられました。

・子ども庁や子ども基本法はぜひ作ってほしい。子どもの権利を守るために作られるものだと思うが、子どもの権利があることを知らない子どもが周りには多いので、広めるためにも作ってほしい。

・今回子ども庁についてはじめて知って驚いた。嬉しいなと感じたけど、寂しいなとも思った。自分たちのことなのに、ぜんぜんわかっていないと思う。それはちょっとなと思っていました。

・子ども庁については、現状は色々な省庁に分かれてバラバラになっていると聞いたので、それを1つにまとめて子どもに合ったしくみをつくってもらった方がいいと思うので賛成。だが、フォーラム1日目のオープニングセレモニーで、子ども基本法を先に作ってしまうと地方がそれにならって条例を作ってしまうという懸念を発言していた方がいて、驚いた。確かに地方にいる一人ひとりが考えなくなってしまうと子どもの権利が守られなくなってしまう、国も地方も同時にできるといった。

これを受けて、本キャンペーン甲斐田共同代表から「子ども基本法は普遍的なもので、どこにいても子どもの権利が守られるようになるもの。地方の子どもたち一人ひとりに合わせて権利が実現していくようにするためにも、必要な法律だと思います。子どもの権利に基づく子ども基本法が作られるよう、本キャンペーンでは提言しています。」とコメントがありました。

【おとなが真剣に考えてくれることがうれしい】

最後に、総括として子ども運営メンバーが以下のように発言を行いました。

「自分にとっては、子どもの権利についておとながどう考えているかを初めて聴けた機会だった。おとなが真剣に考えてくれていてとわかって嬉しかった。2つ目のテーマで子どものグループで話し合ったとき、子どもの権利について知らない子ども、子ども基本法に反対する人も多いのが現状だという意見があった。反対する人とも話す機会があればよいという意見が出たのが心に残っている。子どもにもおとなにもすべての人にとって素敵な社会になるよう進んでいきたい。」

「広げよう！子どもの権利条約」キャンペーンでは、この分科会で寄せられた意見も踏まえ、提言書「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！」を最終化しました。最終版は11月20日に本キャンペーンウェブサイトで公開し、国会議員・行政関係者等へ提出しました。引き続き、子どもの権利が保証され、子どもの最善の利益が確保されることができるよう活動を続けます。子どもとおとなの方々と共に歩んでいきたいと思うので、子どもの権利の実現に向け皆様よろしくお祈りします。

※提言書最終版はこちらからご覧いただけます。

<https://crc-campaignjapan.org/report/report-1120/>

ようこそ!こどもが主役の街「こどもゆめ横丁」へ ～「やってみたい!」からはじめる～

ともがね だいすけ

友兼 大輔 (川崎市子ども夢パーク所長・

認定 NPO 法人フリースペースたまりば事務局長)



【こどもゆめ横丁とは】

「夢パのイベントで、大人しかお店をだせないのはなぜ?」「自分たちもお店をだしたい!」など子どもたちの声と「子どもが夢中に、本気になれる時間を!」との大人の思いから生まれた「こどもゆめ横丁」。

既製品をそのまま売るのではなく、必ず手を加えてその店オリジナルの商品にする必要があります。値段の上限や区画、テーマなどを子どもたち自身が話し合い、決めていきます。

1 店舗だけではなく、たくさんのお店があるからこそ街ができ、お客さんが集まり、商品がたくさん売れ、儲けることができます。現金での商売のなか、そこで大事なのが「横丁税」。たくさん儲けたお店もそうでなかったお店も、儲けから一割を出して、使い方をみんなで考えようというもの。当日の横丁を盛り上げるためのアルバイトの賃金もここから出ます。「子どもの街」の醍醐味は、ここにもあります。

コロナ禍でも子どもの「やってみたい!」は変わりません。店づくりから当日の段取り、商品づくりまですべて子どもたちがやります。途方にくれることや困難なことがたくさん出てきます。大人は、つつい「うまいってほしい」「失敗させたくない」と、先回りをして子どものやっていることに手出し口出しをしたくなります。でも、子どものチャレンジには失敗や遠回りはつきもの。「うまいかねばならない」ってことはないのです。自分自身でやるからこそ「うまいった」も「失敗した」も自分自身のもことになるのではないのでしょうか。だからこそ、子どもの「やってみたい」という思いを大切に、じっくり見守っていききたいのです。

【コロナ禍で子どもたちと話す】

横丁には、実行委員会的存在で有志の中高生とスタッフからなる YTK(横丁楽しくしよう会)があります。今年は、5 月頃から動き始め、まずは「横丁について話そうウィーク」で、もっと面白くするためのアイデアやメンバーを子どもたちから募集。そして、YTK では、「コロナ禍でイベントがどんどんなくなっていく中、子どもたちのためにもどうにかして横丁を開催したい」と強い思いが。しかし、感染者の増大と医療逼迫が叫

ばれ、横丁の開催そのものが危ぶまれ、どうやったらみんなが安心して開催できるか様々な意見を交わされました。そんな中でたどり着いた結論が「食べ物の出店なし、建物は建てなくてもよい。チケット制による入場制限、子ども達が全員集まる横丁会議なし」。そして横丁税は「みんなで決める“議会”が、ないなら、横丁税は集められない」となくなると諦めることに。

【子どもの声と横丁ツアーの分科会】

6 日の全体会には YTK のメンバーがせわしなく前日準備をする夢パークからオンライン参加。当日の準備のため、最後まではいられませんでした。YTK の活動やその思いが全国に届いたのではないのでしょうか。

横丁当日、7 日の分科会では、フリースペースえんのメンバーが夢パークで過ごしている日々の体験談を語り、その後、横丁の中へ。横丁をオンライン配信するのは初めてで、出店している子どもたちにインタビューしたり、実際に買い物をしているところを映してみたり。実際に会場に来ている人はもちろんのこと、カメラの向こうの人たちにも子ども達の活気やあふれ出るやる気が伝わったのではないかと思います。

【参加者の声から思うこと】

参加者の声には、「子どもたちの工夫やワクワク・それぞれの気持ちがいっぱい伝わってきました。」「子どもたちが求めているものは、ただただほっとできる環境なんだなあ。」「YTK の存在に驚きです!長年実施しているからこそ子ども同士が育ち合っていることを深く感じました。」などがありました。子どもに寄り添い、目の前に居る子どもの声に耳を傾け続けた思いや感覚を共有できてうれしいです。

分科会が終わるとすぐに横丁へ行き、若者ボラとして活躍しているさっきまで語っていた子どもに、「さっきのあなたの言葉が忘れられない。ありがとう!」と声をかけている参加者の姿がありました。やはり改めて感じるのは、「子どもたち本人の声」が一番大事だということ。これから子どもの声を大事に、そこからはじめていきたい。

気候変動問題について

国連・子どもの権利委員会に訴えた子どもたち

ひらの ゆうじ
平野 裕二（子どもの人権連代表委員）

国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）は、12 か国の子どもたちがアルゼンチン、ブラジル、ドイツ、フランス、トルコの5 か国を相手どって行っていた気候変動対策に関する申立てについて、2021 年 9 月に決定を採択しました（10 月 11 日発表）。手続的な問題のため条約違反の有無については判断されませんでした。気候変動が子どもの権利に及ぼす有害な影響についての国の責任をめぐり、注目すべき見解が示されています。

【子どもたちが訴えていたこと】

今回の申立ては、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんを含む 16 人の子ども（申立て当時）が、通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書（2011 年）に基づいて 2019 年 9 月に行なったものです。

この選択議定書の締約国によって権利を侵害されたと考える（元）子どもは、国内救済措置を尽くしても救済が得られなかった場合（たとえば裁判を起こして最高裁判所まで争っても主張を認められなかった場合など）、委員会に通報して判断を求めることができます（気候変動に大きな影響を及ぼす二酸化炭素を大量に排出しているのは米国、中国、日本なども同様ですが、選択議定書を批准していないため今回は申立て対象になっていません）。

子どもたちは、上記の 5 つの国の気候変動対策が不十分であるために気候危機、ひいては「子どもの権利の危機」が生じており、生命・健康・文化に対する自分たちの権利や子どもの最善の利益を第一次的に考慮される権利に悪影響が——現在も、そして将来においても——生じていると訴え、気候危機に関する法律や政策の見直しについて条約を踏まえた勧告を行なうよう、委員会に求めていました。

【委員会の判断】

しかし、今回申立てを行なった子どもたちはそれぞれの国で裁判などの救済措置を活用していなかったため、委員会は「受理不能」として条約違反の有無についての検討には進みませんでした。子どもたちは、▼子どもであるために費用のかかる訴訟手続を多数の国で進めることができない、▼気候危機は領域を超えた問題であり国内裁判所では扱うことができない——などの理由を挙げて例外扱いを求めましたが、委員会は今回、このような例外を認める特段の事情は存在しないと判断したことになります。

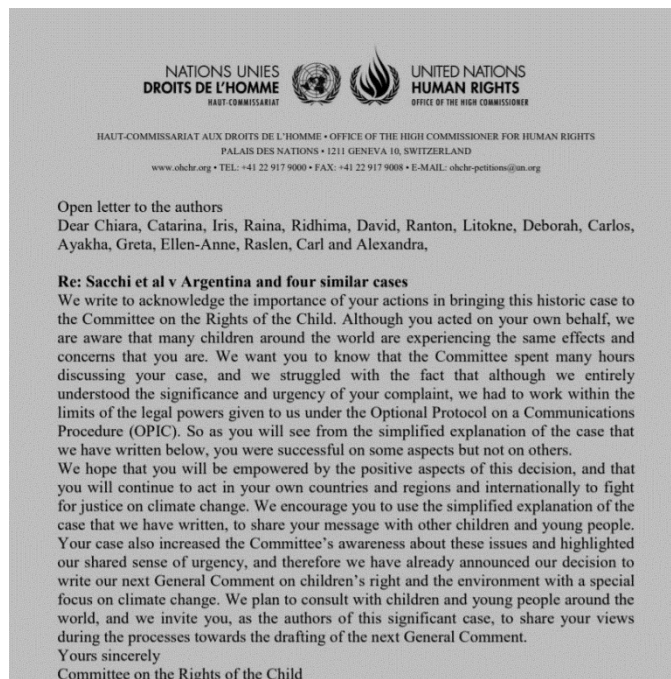
一方で委員会は、条約締約国はある国の排出物（二酸化炭素など）が他国で暮らす子どもに「現実かつ相当な危害」が生じており、排出国の対応と他国の子どもの権利侵害との間に「十分かつ予見可能な因果関係」がある場合には、条約

に基づく排出国の責任が問われうるという見解も示しました。今後、国内救済措置を尽くしたうえで行なわれた申立てにおいてこのような条件が満たされていれば、条約違反が認定される可能性は十分にあります。

今回の申立てを審査するにあたり、委員会は初めて被申立国および申立人を対象とする口頭聴聞を実施しました（通常は書面審査のみ）。また、決定の発表後には申立人の子どもたちに宛てた「公開書簡」を発表し（注）、決定の理由を丁寧に説明しています。最終的に子どもたちの望むような決定は行なえなかったものの、子どもたちの訴えを真剣に受けとめようとした委員会の姿勢がうかがえます。

委員会は、次の一般的意見（26 号）のテーマを「子どもの権利と環境（とくに気候変動に焦点を当てて）」に決定し、すでに作業を開始しました。今後、気候変動問題を含む環境と子どもの権利については国際的に大きな動きが進んでいく見込みです。

◆注／委員会の公開書簡は日本語訳して公開しています。
<https://note.com/childrights/n/nbb6e7472d728>



委員会が申立人の子どもたちに宛てた公開書簡。

本の紹介

楽しい調べ学習シリーズ

「子どもへのハラスメント」

正しく知って、人権を守ろう！

■監修

喜多明人

■構成・編集・執筆

株式会社どりむ社

■発行

株式会社 PHP 研究所

2021 年 3 月 11 日

■図書館用堅牢製本 3,200 円(税別)



目次

- 第 1 部 子どもにも人権がある！
子どもの安全がおびやかされている！
ハラスメントを受けるとどうなる？
「人権」を大切にすることがすべての基本
「子どもの権利条約」って何だろう？
「子どもの権利条約」の一般原則
「子どもの権利条約」の4つの柱
子どもの権利は子どもが生かす！
強化される、子どもを守る法律
ハラスメントから身を守るには？
ハラスメントを受けたときは
相談するのがこわい？
コラム 子どもの尊厳を守り続けたおとな
- 第 2 部 ハラスメントを見てみよう
家族から受けるハラスメント
学校で受けるハラスメント
コミュニティの中で受けるハラスメント
友だちから受けるハラスメント
コラム 意見を言う力、行動する力
相談窓口

「子どもの権利条約」と出会ったのは、中学校現場にいた1994年、日本が「子どもの権利条約」を批准した頃だっただろうか？確か組合のとりにくみとして紹介されてきていたのではないかと思う。

「お！これは何だかよさげな考え方だぞ」と思い、さっそく当時立正大学にいらした喜多さんの本をおさぼるように読んだ。読んだ本の中からヒントを得て自分なりに考えてクラスでとりくんでみようと思った。まずは条約の内容を知るところから始まり、自分たちにはどんな権利があるのか？その権利実現のためにはどのように考え、動いたらいいのか？そんなどこにでもありがちなとりにくみだったのではないかと思う。しかし、私はこれをきっかけに「子どもの権利条約」を常に意識して教育実践を行うようになった。組合の支部の役員になった時も、県の教職員組合の執行委員になった時も日教組の執行委員になった時も、そこはぶれずに発信してきたつもりである。

「子どもの権利条約」を発信し続けてきて一番の壁は「教職員の意識」であることを痛感し、「さまざまな教育条件整備にはお金がかかりがちだけれど『我々の意識改革』にはお金がかかりませんから」と言い続けてきた。

今回この本に出合って、ますます「子どもの権利条約」の重要性を再認識した。この本を読むことによって子どもたちが自分や自分の周りでおこっている「おかしいな？」「つらいな？」「へんだな？」と思うことに立ちどまり、自分の考えを整理することができないのではないだろうか？そしてそのことを「発信してもいいんだ」という気持ちになってくれるのではないだろうか？

この本には子どもたちが自分らしく生きるためのヒントがたくさん記されている。まずは、あらゆる学校の図書館に所蔵されることを願う。

松島裕子(音楽療法士/元中学校教員)

編集後記

145号の追加原稿掲載とお詫び

子どもの権利条約ネットワークの設立30周年記念号(145号)にお寄せいただいた原稿を、一件見落としてしまいました。ここに改めて追加掲載させていただき、お詫び申し上げます。

生涯学習と NCRC

伊藤二葉

NCRC 設立 30 周年おめでとうございます。

1994 年、条約批准の喜びをテレ朝のニュース番組が伝え、冊子を配布したことを思い出しました。あれから権利条約の理解が広がり、市民が動き出した背景に NCRC のご苦勞があったことと察します。私は数年前から教育や医療現場に子どもの権利が保障されていない状況を感じ、NCRC の講習や総括所見についての内容の講義を受け、今の日本で当たり前とされていることは、本当に子どもたちが望んでいることなのか、大人たちは子どもの意見を聴き尊重しているのか、を考えるきっかけを頂きました。認識を共有するには、学校と地域で掘られるような仕組み作りが大切です。そしてどんな子どもも安心して過ごせる環境は、地域コミュニティにいる様々な人たちにも安心できる居場所につながります。

今後もコミュニティが再生し、そして今を生きる主体である子どもたちと対話のできる大人が少しでも増えることを望んでいます。

「子どもの権利条約」NO.146 号

2021 年 12 月 15 日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000 円 学生 3000 円

18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 ○一九店

当座 0750150

コドモノケンリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント